

私費外国人留学生学習奨励費給付予約制度に係る標準修業年限までの
学習奨励費給付期間の延伸について

私費外国人留学生学習奨励費給付予約制度に係る標準修業年限までの学習奨励費給付期間の延伸について、下記のとおり実施する。

1. 対象

- (1) 日本留学試験の海外受験者で、試験実施国・地域のそれぞれにおいて、科目選択パターン毎の成績が最優秀であった者で、私費外国人留学生学習奨励費の予約者となり、日本の大学の学部、短期大学又は専修学校専門課程（以下「大学等」という。）に入学し、学習奨励費の受給者となった者を対象とする。
- (2) 受験者数が少ない科目選択パターンがあること等によって、予算人数に余裕が生じる場合は、受験者数が多い科目選択パターンの中で、成績最優秀者のみならず、適宜、成績上位者複数名を対象とすることがある。

2. 条件

下記（1）及び（2）の条件を満たす場合に、入学時の大学等において、標準修業年限までの給付期間の延伸ができることとする。

(1) 前年度の成績評価係数について

学年進行時において、私費外国人留学生学習奨励費給付制度実施規程に定める方法による前年度の成績評価係数が、2年生進学時は2.1以上、3年生進学時は2.2以上、4年生進学時は2.3以上であること。（医学部、歯学部、薬学部又は獣医学部で6年制の場合は、続いて、5年生進学時は2.3以上、6年生進学時は2.3以上であること。）

なお、成績評価係数で表すことができない場合は、成績評価係数相当以上で、成績が優秀であると認められる者であること。

- (2) 私費外国人留学生学習奨励費給付制度募集要項に記載する受給者の条件を満たし、かつ打ち切り要件に該当しないこと。

3. 給付月額

受給年度の私費外国人留学生学習奨励費給付制度募集要項に記載する給付月額とする。